

令和2年4月7日 18時00分

学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第3報）

公益社団法人全国学習塾協会  
会長 安藤 大作



日本国内において、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、これ以上感染を拡大させないためには、刻一刻と変化する地域の状況に応じた各学習塾事業者の行動変容が重要です。学習塾事業者の皆様におかれましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(第1版)」を遵守していただくことが求められます。具体的には、クラスター（集団感染）が発生しやすい傾向のある「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「三つの密」が重なる状況を作り出さないように努めていただくと同時に、事業所内の衛生管理の徹底をお願いいたします。

一方で、新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態宣言が行われた場合、対象地域の学習塾は、通塾を要する対面授業等を最大限控えて、オンライン授業を行うなど、各都道府県知事の休校等の要請に応じる必要があります。

私たちが経験したことのないこのような状況下においては、生徒・保護者・従業員等に対して、以前にも増して円滑なコミュニケーションを図ることにより、学習塾を取り巻く皆様にご理解・ご協力いただくように努めることがとても重要です。

<地域の状況に応じた対応方法>

(1) 緊急事態宣言が行われた対象地域

各都道府県知事によって、事業所の停止（休校）等の要請があった場合は、これに応じる必要があります。

(2) それ以外の地域

(1) の状況も考慮していただき、ガイドラインに則り、子供たちの健康・安全を第一に考えた対応が求められます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについては、近日中に第2版を公表する予定です。